

控訴状

令和2年11月26日

東京高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士

弁護士

当事者の表示

別紙当事者目録記載の通り

公金支出差止等請求控訴事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万9500円

上記当事者間の東京地方裁判所平成29年(行ウ)第450号公金支出差止等請求事件について、令和2年11月12日に言い渡された判決は、全部不服であるから、控訴をする。

第1 原判決の表示

主 文

1 被告は、大坪冬彦に対し、2億5153万9137円及びこれに対する令和元年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める請

求をせよ。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

#### 第3 控訴の理由

被控訴人が、本訴の請求原因として主張する事実及び控訴人の主張は、原判決の事実摘示の通りであるが、原判決には、審理を尽くさず、事実認定を誤り、法令の適用を誤った違法があり、取消しを免れないものである。

詳細は、追って、控訴理由書に於いて、陳述する。

#### 添付書類

1 訴訟委任状 1通